

改正後		改正前	
二 火力発電所 主要電気工作物	主設備	二 [同上]	[同上]
[略]	[略]	[略]	[略]

○経済産業省告示第二百一号
 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第六号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
 令和四年十二月十四日 経済産業大臣 西村 康稔
 主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示
 主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

[略]	ボイラー 胴、管寄せ、火炉、蒸気だめ、給水ポンプ、再熱器管、連絡管、給水管、主蒸気管、再熱蒸気管、過熱器管、節炭器管及び工場送気管、安全弁（放出管）（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）を含む。以下この号において同じ。）、熱交換器（スチームコンバータ、貫流ボイラーの起動用ウオータセパレータ、フラッシュタンク及び各設備に附属する安全弁を含む。）、空気圧縮機（空気だめ及び空気だめの安全弁を含む。以下この号において同じ。）、独立節炭器及び空気予熱器、通風機並びにガス漏えい検知警報設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。以下この号において同じ。）及び除害設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。以下この号において同じ。）
-----	--

[略]	[同上] 胴、管寄せ、火炉、蒸気だめ、給水ポンプ、再熱器管、連絡管、給水管、主蒸気管、再熱蒸気管、過熱器管、節炭器管及び工場送気管、安全弁、熱交換器（スチームコンバータ、貫流ボイラーの起動用ウオータセパレータ、フラッシュタンク及び各設備に附属する安全弁を含む。）、空気圧縮機（空気だめ及び空気だめの安全弁を含む。以下この号において同じ。）及びガス圧縮機（ガスだめ及びガスだめの安全弁を含む。以下この号において同じ。）、独立節炭器及び空気予熱器並びに通風機
-----	--

[略]	燃料設備	内燃機関	ガスタービン
[略]	<p>廃棄物固形化燃料を貯蔵する設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ）、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、液化ガス用気化器（安全弁を含む。以下この号において同じ）、ガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備</p>	<p>内燃機関（気筒、ピストン、ピストン棒及び連接棒、クランク軸、はずみ車、軸受、弁並びに減速機及び増速機を含む。）、調速装置及び非常調速装置並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備</p>	<p>タービン、調速装置及び非常調速装置、空気圧縮機及びガス圧縮機、燃焼器からタービン、空気圧縮機から燃焼器及び空気圧縮機からタービンに至る配管（安全弁を含む。）、熱交換器及びガス発生器並びにガス漏えい検知警報設備及び除害設備</p>

[略]	[同上]	[同上]	[同上]
[略]	<p>廃棄物固形化燃料を貯蔵する設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ）、液化ガス用気化器（安全弁を含む。以下この号において同じ）、ガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管</p>	<p>内燃機関（気筒、ピストン、ピストン棒及び連接棒、クランク軸、はずみ車、軸受、弁並びに減速機及び増速機を含む。並びに調速装置及び非常調速装置</p>	<p>タービン、調速装置及び非常調速装置、空気圧縮機及びガス圧縮機、燃焼器からタービン、空気圧縮機から燃焼器及び空気圧縮機からタービンに至る配管（安全弁を含む。並びに熱交換器及びガス発生器</p>

備考 表中の「」は注記である。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 1160 774 1355">[略]</td> <td data-bbox="774 1160 1428 1355"> <p>燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限り。）</p> </td> <td data-bbox="1428 1160 1476 1355">三 燃料電池発電所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1355 774 1624">[略]</td> <td data-bbox="774 1355 1428 1624"> <p>燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁（放管）（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、窒素用ガスだめ、管並びにガス漏えい検知警報設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）及び除害設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）</p> </td> <td data-bbox="1428 1355 1476 1624">主要電気工作物 主設備</td> </tr> </table>	[略]	<p>燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限り。）</p>	三 燃料電池発電所	[略]	<p>燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁（放管）（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、窒素用ガスだめ、管並びにガス漏えい検知警報設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）及び除害設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）</p>	主要電気工作物 主設備
	[略]	<p>燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限り。）</p>	三 燃料電池発電所				
[略]	<p>燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁（放管）（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、防液堤（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）、窒素用ガスだめ、管並びにガス漏えい検知警報設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）及び除害設備（アンモニアを燃料として使用するものに限る。）</p>	主要電気工作物 主設備					
<p>三 [同上]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 1624 774 1803">[略]</td> <td data-bbox="774 1624 1428 1803">[同上]</td> <td data-bbox="1428 1624 1476 1803">三 [同上]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1803 774 2072">[略]</td> <td data-bbox="774 1803 1428 2072"> <p>燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、窒素用ガスだめ並びに管</p> </td> <td data-bbox="1428 1803 1476 2072">[同上]</td> </tr> </table>	[略]	[同上]	三 [同上]	[略]	<p>燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、窒素用ガスだめ並びに管</p>	[同上]
[略]	[同上]	三 [同上]					
[略]	<p>燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、窒素用ガスだめ並びに管</p>	[同上]					

附則
この告示は、令和四年十二月十五日から施行する。